

様

社会福祉法人豊田市社会福祉協議会
会長 ㊟

文書開示決定等期間延長通知書

年 月 日付けで開示申出のありました文書については、14日以内に開示又は不開示の決定をすることができないため、社会福祉法人豊田市社会福祉協議会情報公開規則第13条第2項の規定により、次のとおり決定期間を延長することとしましたので通知します。

文書の名称又は種類	
開示申出書受付年月日	年 月 日
期間延長後の決定期限	年 月 日
延長の理由	
担当部署	総務課総務担当 電話(0565)34-1131

備考 開示又は不開示の決定については、別途通知します。